

< 毛呂山町 >

毛呂山町・井上健次町長の反社会的町政が新たに発覚！！

政府支給の「地方創生関係交付金」を

自らの支持者に投じた「ゆず」振興の真相…！



本紙は過日、毛呂山町・井上健次町長の、公人にあるまじき無責任極まる背信行為を告発した。

[< 井上健次毛呂山町長の無責任極まる不作為 >](#) [リンク](#)

毛呂山町の観光名所でもある鎌北湖の開発計画をめぐり、井上町長は同湖畔の開発目的での土地購入を地権者に、町長としての立場で自ら申し出て約束しながら、その後はなし崩しに地権者を放置していたのである。

同告発記事は人々に衝撃を与え、本紙には「コピーして配布した」という報告と共に激励の言葉も次々と寄せられている。同時に、鎌北湖の件だけではない、井上町長の無責任かつ私益の追求に腐心する迷走についての証言も数多く寄せられるようになった。そのひとつが、毛呂山町が平成 29 年度に設置した「毛呂山町農産物加工研修センター」内の「ゆず搾り加工機材」に関する問題である。

本紙の取材で明らかになったのは、政府から自治体へ支給される「地方創生関係交付金」を自らの支持者の利益誘導に流用する、井上毛呂山町長の反社会的な町政の私物化であった。毛呂山町は、古くからゆずの産地として知られ、現在でもゆずは町の看板にもなっている。

町役場にはゆずを宣伝するポスターが貼られゆずをモチーフにしたキャラクターも作成されている。ゆずの名産地である歴史に利して、一種の観光資源化を目してきたのだろう。しかし、ゆずが毛呂山町の基幹産業というわけではない。

平成30年3月現在で約3万5千人が暮らす毛呂山町の中で、柚子農家は50軒余りに過ぎない。毛呂山町の「ゆず生産は、事実上、過疎化している」といっている。この現状に対して昨年、井上町長は「ゆず復興策」という方針を突然打ち出した。具体的には、「毛呂山町農産物加工研修センター」内に、ゆずの果汁を生産するための「搾汁棟」の増築を計画したのである。

4,500万円以上にもなるその建設費用を計上した「議案第10号 平成28年度毛呂山町一般会計補正予算（第6号）」は「平成29年第1回定例会（3月7日）に議案」として上程され、同案に対して懐疑的な町議からの質疑が出たものの、結果「全員賛成で原案通り可決」された。

参 考 資 料

[＜平成29年第1回定例会（3月7日）議事録一部抜粋＞](#) [リンク](#)

[＜平成29年第4回定例会（12月7日）議事録一部抜粋＞](#) [リンク](#)

井上町長の「肝入りのゆず振興計画」に、町議たちが疑問を持つのは当然であった。というのも、前述の通り毛呂山町のゆず生産業は、少なくとも現在では町の財政を担保するような地場産業とはなっておらず「今頃、なぜ巨額の費用を投じてゆずの果汁を搾らねばならないのだ？」と単純な疑問が生じるからである。

しかし、この疑問の回答は、あまりにも「非常識かつ反社会的な井上町長の人格」を暴くものとして、本紙既報の「鎌北湖観光開発をめぐるトラブル」に大きく関係していたことが発覚するのだが、その詳細は後述する。

実質的な検証も具体的な計画もなく、「井上町長の意思決定」で

投じられた「4,500万円もの町税と政府交付金」！

深刻な少子高齢化による農家や農業の危機は、毛呂山町に限ったことではなく、日本国家として改善を要する喫緊の課題だ。

政府が自治体に支給する地方創生関係交付金は、第2次安倍政権発足時に提案された地域創生の一環として始まったもので、地方の自立性や官民連動を要件とした先駆性のある事業に用いられることとなっている。

その目的は、少子化と共に産業も人口も沈滞している地方自治体において、人口増や産業の活性化を目指すものである。従って交付金を受給した自治体は、国税からなるこの貴重な財源を自治体市民社会に還元すべく、有効

かつ具体的な計画のもとで、その用途を決め運用することは言うまでもない。いかに、**ゆず**が毛呂山町の伝統的な農産物だとはいえ、巨額の建設費を投じる**「ゆず搾り設備」**が毛呂山町の起死回生策になるとは思えない。だが、井上町長は同施設の建設を推し進めた。この建設費用の内訳をみてみよう。

(イ) 搾汁棟増築事業					
地区名	事業量	事業費(円)	事業費内訳(円)	請負業者	
滝ノ入	搾汁棟設計委託	1,475,280			㈱福島建築事務所
	搾汁棟増築工事				
	建築面積 110.41㎡		35,877,600	国庫補助金 (補助率1/2)	土屋興業㈱
	木造平屋建 1棟			22,762,626	
	電気設備工事 一式				
	機械設備工事 一式				
	搾汁機 一式	2,484,000		町支出金 (補助率1/2)	新日本海産物埼玉営業所
	搾汁能力 60個/分			22,762,626	
	付属 コンベアー、瀧し機				
	ポンプ付タンク				
	シンク SUS430	205,200			
	洗浄乾燥機	2,330,640		※うち起債 22,600,000	㈱大西冷熱
付属 昇降機			※交付税措置 (起債額の1/2)		
殺菌釜 容量 150L	839,160		11,300,000		
冷凍庫 -20℃以下	2,160,000				
旅費	1,172				
機、イス等	28,000			㈱カインズ	
リーフレット 5,000枚	124,200			六三四堂印刷㈱ 他	
地盤調査委託		37,800	町支出金 37,800	井田テクノス㈱	
施工管理業務委託		885,600	町支出金 885,600	㈱福島建築事務所	
ガス給湯器設置工事		119,664	町支出金 119,664	㈱近江工屋支店	

<平成 29 年度行政報告書>

本紙が入手した行政報告書によれば、**本件総事業費は 45,525,252 円**。建設費用の約半分にあたる **22,762,626 円は、国庫補助金** となっている。つまり、これが地方創生関係交付金だ。しかし、この内訳を見ると驚く。最も高額の内訳は建物自体の**建設費用で 35,877,600 円**。**ゆず**を搾る機材の費用は**機械全体が 2,484,000 円**。衛生上必要な**洗浄乾燥機が 2,330,640 円**。**殺菌釜が 839,160 円**。**冷凍庫が 2,160,000 円**となっている。

毛呂山町は、**ゆず**を搾る機械等、それを収容する建物を含め**総額で 4,500 万円**もの費用（その内の約半分は**「町支出金」**、つまり町民の税金）を惜しげもなく投じている。そして、この巨額の投資は呆れ返るほどの**「空振り」**となったのである。

収益はなんと「5万円」!! ほとんど利用されない施設の実態

井上町長が推進した本件**「搾汁棟」**が完成したのは、平成 29 年 12 月 26 日。約 1 年を経た現在、この新たな施設からどれだけの収益が出ているのだろうか。

本紙はこの事業を管轄する毛呂山町役場の産業振興課を尋ねた。すると同課担当者は**「お恥ずかしいばかりで…」**と口ごもる。

本紙の調査によれば、平成 29 年度末までに施設が使われたのは「**僅か 17 日間**」しかなく、町役場にはその使用料「**5 万円**」が支払われたという。

地域の経済効果どころか今どきの学生が、ひと月で稼ぐアルバイト代にもならないほどの収入で、明らかに巨額の損失である。

本紙は実際に、この搾汁施設を訪れた。建物の外観は立派である。しかし日常的に稼働している気配がない。施設は殆ど使用されていない為、真新しい施設という印象を受ける。いわゆる「**箱もの行政**」と批判される種類の建物に「**4,500 万円もの事業費を投じた**」ことになる。

事実、町役場の職員諸氏も、この施設が常時稼働していないことを知っており、ある町議は「**井上が、ゆず農家に小遣いをやっている状態**」だとも指摘する。詳しく調べてみると、この施設が扱うゆずは、そのままでは出荷できない「**傷もの**」である。それらをゆず農家が運び、果汁を搾っているのであれば地元の農家には、有意義と思えるが実態は違っていた。

食品衛生法の関係で搾汁機の専門業者が、**ゆず農家から傷もの**を買い取り、それらをジュースやジャムなどに加工しているのである。つまり、**ゆず農家**は何もしなくとも、これまで捨てるしかなかった傷もので僅かとはいえ、利益を得られるようになったというのが実情だ。

しかも毛呂山町内には「**ゆずの加工業者**」がなく、扱っているのは他の自治体である「**ときがわ町の業者**」だという。つまり、**ゆず農家**が僅かな利益を得るほか、少額な使用料が町役場に支払われるだけで到底、毛呂山町の「**産業振興に役立っている**」とは言えない施設なのである。

既に地方創成関係交付金を受けた他の自治体では、「**空き店舗対策や城下町の再生、さらに Uターン・Iターン（都市部から出身地とは違う地方に移住して働くこと）の勧奨**」などによって、徐々にではあるものの実績を上げている地域も出ている。これら行政のデータを収集して誠実に検証していれば、このようにあからさまな「**箱ものに巨額の地方創生関係交付金と町税**」を投じることはあり得ない。だが、井上町長はこの事業を「**毛呂山町政にネジ込んだ**」。

議会において、産業振興課長は…

「当施設は柚子(ゆず)を搾るだけでなく、

トマト・ニンジンなど他の野菜も加工する」と詭弁を弄した。

搾汁機は、「柚子(ゆず)専門の搾汁機」だった。

あまりに少額の使用料収入について、本紙が産業振興課に問いただしたところ、担当者は「**オープンした時期が年末だったから…**」と説明する。

どういうことか…？実は、毛呂山町のゆずのシーズンは、毎年10月頃から冬至までの2ヶ月程なのである。だから「**オープンした年末から冬至まで**」の使用となり、収入が「**5万円**」だったという訳だ。そして、この設備は「**柑橘類加工専用**」で今の毛呂山町には、**ゆず以外**に通年利用できる他の柑橘系作物がないという。つまり、この巨額の施設は年間10ヶ月にも渡って、使われないうまま放置されているのだ。真新しいままに見えて当然だ。

しかし、前掲参考資料の議事録のなかで産業振興課長は、この施設について「**ゆずを搾るだけではなく、トマト、ニンジンなど他の野菜も加工する**」との説明をしている。ということは、井上毛呂山町政は議会において、そもそも柑橘類しか加工できないこの設備が多目的に稼働できるものだという虚偽答弁をしたことになる。

自身も農家である井上町長は同業者の支持を得ようと「**毛呂山町民 3万5千人の利益には、還元されない設備**」を購入させた。しかも、その資金の半分は、恩恵を受けられない大多数の町民の血税であり、もう半分は「**地方創生のための政府交付金**」である。

井上町長は、毛呂山町民と日本国政府を欺いたことになる。

「ゆず搾り」ど・こ・ろ・か「善意の搾取」！

井上町長の「確信犯的な背信行為」！

『朝日新聞』朝刊埼玉版（平成30年9月21日）記事

毛呂山のユズ「収穫して」

ボランティアと農家募集、高齢化で放置される畑増え／埼玉県

古くからユズの産地として知られ「桂木ゆず」を特産する毛呂山町は10月から、「収穫してほしい」農家と「収穫したい」ボランティアをそれぞれ募集する。農家の高齢化が進み、実がなっても収穫されないユズ畑が増えているため。ジュース製造など6次産業化を進めるなか、もったいないユズを減らして収量を増やすねらいだ。

町では近年、11月中旬～12月下旬ごろの収穫期を過ぎ正月明けになっても、実を付けたままの木々が目立つようになった。町の高齢化率は今年8月1日に32.5%で、10年前から11.5ポイントも上昇。ユズ畑の多くは山の斜面にあり、木にはしごを掛けるなどして実をもいで、斜面を運び下るのは重労働だ。

町の担当者によると、収穫を続ける農家からも「体がきついで、年々、とれる範囲が狭まっている」という声が上がっている。町内の栽培面積は計約10ヘクタールあり、150トンはとれるはずが、昨年度の出荷量は約100トン。「差のほとんどは、放置されている畑の分とみられる」うえ、収穫しないと木に新しい実がなくなってしまうという。応募した農家は、募集に応じた摘み手「ゆず採り隊員」に収穫してもらい、出荷する。町は「隊員に収穫物の一部など若干の謝礼あり」としている。

ともに募集期間は10月1日～31日。町産業振興課(049-295-2112)へ。

毛呂山町がゆず収穫ボランティアを募集しているという同記事は『朝日新聞』のほか、NHKニュースでも大きく報じられた。あたかも高齢化で困っている地域の人々をボランティアで助けようという美談に見える。だが、この「ゆず採り隊員」の実態とは…井上町長が、より多くの小遣いを農家にバラ撒く為に心ある人々をボランティアとして騙して、使わしているに過ぎない「ゆず搾り」ならぬ「善意の搾取」なのだ。

今…世間では「やりがい搾取」というものが問題になっている。

これは取り分け、自治体の行う事業に見られるもので「ボランティア」「人の役に立つ」などと実態を濁しながら「善意ある人々をタダ働きさせる」というものである。

本来、雪の多く降る自治体が支出して行うべき雪かきを「ボランティアに依頼」し、はたまた「広報ポスターをプロのデザイナーにタダでやらせよう」として批判を浴びた自治体もある。

井上毛呂山町長が音頭を取ったこの「ゆず採り隊員」とは、そうした「やりがい搾取」の最たるものといって良い。もしも、これが正真正銘のボランティア募集なのであれば、そもそも他の自治体業者が「ゆず加工」を手掛けているのだから巨額の無駄遣いをせずに、初めからボランティアの力を借りて収穫したゆずを他市の食品加工会社などに直接販売すれば良いではないか。

それだけでなくとも施設の完成、稼働後になってボランティアを募集すること自体、本件政策が「毛呂山町に巨額の損失」を与えた大失敗である証明だ。

井上町長が「なし崩しに」した「鎌北湖観光開発計画」は、

「ゆず搾り施設」へとすり替えられた！

※「鎌北湖観光開発計画」の内容は、1頁のリンクをお読み下さい。

さて、ここで本稿前段に触れた鎌北湖観光開発計画に戻る。相川定久氏（鎌北湖畔に土地を所有する地権者）に井上町長は、「鎌北湖を本格的に観光資源

化するという方針」を謳い、自ら**「毛呂山町として土地を買いたい」**と申し出た。相川氏は快諾した。細田照文氏（川越市元副市長）は、心からの協力を誓って誠心誠意を以て奔走した。以降、問題となる井上町長による相川氏を惑わし苦しめた発言の発端は、細田氏が井上町長と旧知である志村實氏（鶴ヶ島市元副市長）に、井上町長への紹介を依頼した一件から始まる。

その理由は相川氏が会長として経営する㈱シントミの社長・三上泰弘氏が株主らに諮って購入した鎌北湖畔の土地の活用・維持について細田氏に相談を持ち掛け、細田氏が**「井上毛呂山町長の鎌北湖観光に関する意見」**を拝聴するため志村氏に、井上町長との繋ぎを託したのである。

しかし志村氏は細田氏の依頼を井上町長に伝えず、細田氏の依頼を遅延させ細田氏に変わり主役を演じ**「鎌北湖観光開発を促進する案」**を井上町長に吹き込み、細田氏を2次的立場に置き**「川越の料亭東屋へ呼び」**、相川氏の前地権者・三上社長と両名合わせて井上町長に紹介している。

当料亭の設営の主役は志村氏で、志村氏は滔々（とうとう）と鎌北湖観光開発に関しての持論をぶち上げ、それはおいても…井上町長による大いなる鎌北湖観光開発の熱意に触れ、細田氏は井上町長の鎌北湖観光開発に向けた思いに胸迫る感動を受けたのであった。井上町長は地権者が三上氏から引き継いだ相川氏と知り、改めて関係者一同を**「川越マーケットテラスに招聘」**し**「鎌北湖観光開発の意欲」**を井上町長の同調者、宮永優美氏を伴い共に相川氏を前に披歴したのである。

相川氏は、井上町長を始め近郷の**「名士たる元副市長2人」**が仲介しての**「井上町長直々の用地買収の話」**を疑う余地もなく、井上町長からの申し出を快諾した。しかし井上町長との次の会合を待ち侘び…井上町長を始め仲介者からも…連絡が途絶えた。相川氏の胸に**「井上町長に対する不信の念」**が湧き始め、仲介者の細田氏を訪ねる。細田氏より**「もう少し待ってみよう」**となだめられる。

ところが井上町長は、川越マーケットテラスにおいての鎌北湖観光開発の熱意を以て、相川氏に対して約した土地購入の件を切り捨て**「井上町長の意中は既に豹変」**し、川越マーケットテラスでの**「公人としての約束事を無視黙殺」**したのであった。仲介の労をとり鎌北湖観光開発計画に熱意を燃やし、毛呂山町の活性化のために奔走した細田氏に、経過も…事情も…説明もしないまま相川氏との用地買収を**「なし崩し」**にしたのである。

井上町長は川越マーケットテラスの会合の後、浮上した**「柚子農家」**との対応にスイッチしていたのだ。平成29年3月には**「搾汁棟建設のための一般会計補正予算」**を議会に上程している。

約束事の豹変…後始末の不実…独断専横町長の末路は近い

志村氏による鎌北湖観光開発案に井上町長が同調したかは別にして、井上町長は元より地元住民として「**鎌北湖観光開発促進の夢**」は胸中にあったと思う。そこに志村氏からの案で俄然、脳裏に明かりが灯り前後の思慮なく川越マーケットテラスに相川定久氏を招き、関係者を前に胸中の思いを吐露し、自治体首長の立場を以て地権者相川氏の土地を購入すると宣言したのである。相川氏と細田氏は、井上健次毛呂山町長の熱意に感動したのであった。

が…それらは、後に井上町長の豹変により相川氏による井上町長への信頼と細田氏の鎌北湖観光開発に向けた奔走は、徒労と化したのだ。

井上町長の不実は、相川氏と細田氏を始め多くの人々の批難と怒りを浴びて当然である。井上町長による「**安易な思い付き、独りよがりな独断専横**」と無責任極まる迷走は、鎌北湖観光開発に変わる身近な柚子農家への救済が自らの支持層の獲得に繋がる自益と見れば安易に飛び付き、その時点、鎌北湖観光開発で渾身相手を説得した意義を忘却し、後にそれらの行為が問題化すると約束事そのものを否定し、詭弁を弄してすり抜ける。

こうした人騙しをする井上健次という人物に、毛呂山町政の舵取りを続行させてはならない。井上町長たる人物は大口をたたき、その挙句俗に言う「**穴（けつ）を捲（まく）って遁走（とんそう）する**」首長としての品格も見識もない人物であることを自らを以て立証した。

井上町長に組みした鶴ヶ島市元副市長志村實氏は既に姿を消している。権力に身を寄せ、盟友細田氏を裏切った人物だ。独断専横町長の末路は近い。

身内のために、犯罪ではないからと公然と「倫理条例すら無視!!」

井上与党…「弓田茂樹町議への利益供与」

私益と気分で町政を私物化する井上町長に「**毛呂山町長の資格**」など微塵もないが、この町長の反社会性はこれに留まらなかった。

自身が自治体のトップとして輝くことだけに、血道をあげる井上町長。その町長の椅子にしがみつき続けるために「**身内への利益供与**」に余念がないようだ。その最たるものが、井上町長自らの政治倫理条例の無視である。

毛呂山町議会では、平成26年12月に「**毛呂山町議会議員政治倫理条例を議決**」している。

その第5条には、次の記載がある。

第5条

議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は議員の配偶者若しくは2親等以内の親族(以下「議員関係者」という。)が経営している企業(以下「議員関係企業」という。)は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、町民に疑惑を持たれないよう、町等との請負契約等を辞退しなければならない。

これは地域で利益供与の関係ができることを防ぐために、全国の自治体で用いられている規定である。各地で政治不信が叫ばれる中、本条例の遵守は首長としての義務であり常識だ。だが、井上町長は違った。

公開されている平成30年3月議会議事録によると、長瀬衛町議の一般質問では、平成27年に同条例が施行された直後、井上町長を支持する「弓田茂樹町議の実兄が経営する(株)弓田工務店は、**「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合発注の工事」**を請け負っていたのである。しかも、これを問題視した「質問者である長瀬町議が情報公開請求」をし、関連資料を入手したところ驚くべき実態が明らかになった。当初、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合の指名委員会は、下水道組合の扱う工事の発注の際、倫理条例を念頭において指名候補企業から**「(株)弓田工務店を外して」**企業リストを作成した。

ところが、このリストを組合の管理者でもある井上町長に提出したところ、町長自身が**「赤ペンで、(株)弓田工務店を入れるよう指示した」**のである。明らかに条例を無視した倫理観が皆無の私物化だ。井上町長が異常なのは、**「私物化を当然」**のことだと考えている点だろう。

いかに私益を優先する首長でも、情報公開請求に応じて資料を開示するときには、多少の不都合は感じて**「黒塗り」**にするものである(川越市長のように)。ところが井上町長は、自ら(株)弓田工務店への発注指示を記載した文書をそのまま開示しているのだ。これは、井上町長自身が**「全く問題がない」**と認識している証左であり、姑息に利益誘導を図る首長よりも重大な問題だというべきだろう。そして倫理条例を遵守しないことを長瀬町議に指摘されると、井上町長は牽強附会の理屈で反論している。

それは**「発注しているのは、毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合であり、毛呂山町ではない」**というものだ。「毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合」は三つの自治体による共同事業なのだが、地方自治法によって下水道組合はいずれの自治体からも独立した組織になっている。つまり**「毛呂山町も出資をしており、施設は毛呂山町内にあるが組織としては別のものだから、毛呂山町の倫理条例は遵守する必要がない」**というのである。

本紙は下水道組合に取材したが、下水道組合としても同様の理由で井上町長の見解に異論がないという。しかし実態として、井上町長の「身内」議員の親族経営会社が毛呂山町の公共工事を受注していることから、「**倫理条例違反**」であることに疑いの余地はない。

こうした状況に対して、平成 29 年には問題の弓田町議に対して毛呂山町政治倫理審査会で審議を行うよう「**審査請求**」も行われている。

ここでは、(株)弓田工務店が、川角小学校多機能トイレ等改修工事を 12,852,000 円落札していることで問題視。それに対して審査会は、弓田町議が議員関係企業である(株)弓田工務店の辞退届に向けた行動をしないことは、「**倫理条例の主旨に反して不当である**」との結論を下している。

しかし、井上町長と弓田町議は倫理条例を遵守する気など毛頭ないようだ。「**条例に処罰規定がない**」のをよいことに、なんとか(株)弓田工務店が利益を享受できるようにと奔走している。

下水道どころではない！！

あまつさえ…倫理条例を曲げさせる動きまで……

話は前後するが、井上町長と弓田町議による倫理条例を無視した暴挙は、条例の施行直後から続いている。

前述の下水道組合からの受注後は、さらに大胆に毛呂山町自体が行う公共工事の入札にも(株)弓田工務店が平然と参加し、工事を受注しているのである。

本紙の入手した資料によれば、平成 29 年 1 月には、毛呂山町内の川角小学校多機能トイレ等改修工事（12,852,000 円）。6 月には、東公民館外壁改修工事（3,639,600 円）と角木団地道路工事（11,556,000 円）。

10 月には、川角中学校武道館天井安全対策工事（13,910,400 円）。

12 月には、消防組合構内舗装工事（11,000,000 円）。

平成 30 年 7 月には、町道側溝修繕工事（13,800,000 円）を受注している。下水道組合のものと合わせて倫理条例施行後の受注総額は、「**112,457,930 円**」に及ぶ。

繰り返すが、これらの公共事業は全て井上与党町議たる弓田町議の親族経営会社による受注なのだから、井上町長と弓田町議には、もはや「**倫理条例違反の域を超えた背任罪の疑い**」さえ浮上する。

この現状においてさえ、井上町長は「**企業（㈱弓田工務店）が辞退するものなのだが、企業自身が辞退しないので…我々は平等に企業を見ているので外すことはできない**」と言い逃れすらしている始末だ。

そればかりではない。町議の間でも、㈱弓田工務店が下水道組合の工事を受注していることが問題ではないのかという話が浮上していた平成28年3月、弓田町議が倫理条例に定められた「**二親等規定**」の削除を求める議案を提出し、否決されるという騒動も起きている。よくぞ全国ニュースにならないというほどの弓田町議の暴挙だが、井上町長は静観するのみだ。

ある町議は本紙の取材に対して「**井上町長なら、こんなものどうとも思っていないでしょう。倫理観も道徳観もない。町長が自分で条例を守らないなんて…**」と、呆れ顔で語っている。

井上町長の言動は、看過できないところまで来ている。

本紙既報の鎌北湖観光開発（思いつき無責任計画）でも顕著のように、井上町長は人間としての誠実さや責任感さえない、自分とその支持者への利益誘導に腐心するのみの「**肩書だけの卑小な首長**」である。

その2期に渡る井上町政は、なんらの地域発展にも寄与していないばかりか、毛呂山町と国に対して巨額の損失まで与えている。



本紙は引き続き「井上町長の実態を調査し報じていく」が、

毛呂山町を改革・改善できるのは「有権者諸氏」である。

毛呂山町民による「破邪顕正（はじゃけんしょう）」に期待したい。